

徳島県告示第六百二十一号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和二年十月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 契約に係る物品等の名称

徳島県立中学校・中等教育学校（前期課程）・特別支援学校（小中学部）及び市町村立小中学校学習用コンピュータ（Windows OS端末）機器一式

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県教育委員会教育政策課政策調整担当

徳島市万代町一丁目一番地

三 契約の相手方を決定した日

令和二年八月二十四日

四 契約の相手方の氏名及び住所

アジア合同会社

吉野川市鴨島町知恵島一三二 番地一六

五 契約金額

四万四千五百五十円

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約による理由

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の二第一項第八号